

# 第1章 医療法

## 1 - (1) 病院開設許可申請

1 事 案	病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）を開設する場合
2 根拠法令	法7条1項、則1条の14第1項（1号～16号）及び2項
3 提出宛名	知事（保健所長経由）
4 提出部数	2部
5 添付書類	<p>(1) 医療従事者の免許証写*<sup>1</sup>（医師資格証の写しは不可） 免許証写の添付が必要な医療従事者の範囲は以下とする。以降の手続きも同様。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、栄養士 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、 言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救命救急士、歯科衛生士、歯 科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師</p> <p>(2) 医師、歯科医師の履歴書 (3) 管理者については臨床研修修了登録証（研修制度対象者のみ）の写*<sup>1・2</sup> (4) 敷地面積及び平面図（敷地面積がわかる求積図又は登記簿の写） (5) 敷地周囲の見取図（敷地がわかるもの及び位置図） (6) 建物の構造概要*<sup>3</sup>及び平面図 (7)（開設者が県外法人の場合）定款（又は寄附行為）及び法人登記履歴事項全部証明書（写） (8)（開設者が地方公共団体の場合）条例 (9)（実質的な変更がない法人化以外の場合）事業計画書 (10)（汚水を公共用水域に排出しようとする場合）汚水排出届出書</p> <p>* 1：原本照合 免許証原本を持参し保健所で原本照合を行うか、原本と相違ない旨・原本照合日・法人理事長等氏名を記載した免許の写しを提出する（一括証明可）。 ただし、開設者（代表者）と管理者が同一である場合は管理者医師のみ保健所で原本照合を行う。また、臨床研修修了登録証も保健所で原本照合を行う。</p> <p>* 2：管理者要件 平成16年4月1日以降に医籍登録した医師、又は平成18年4月1日以降に歯科医籍登録した歯科医師が管理者となる場合。（臨床研修施設の臨床研修修了証は不可）</p> <p>* 3：建物の構造概要 病室一覧（各階病室ごとの室名・病床種別・病床数・内法面積・内法面積/床を記載） 各室一覧（各階ごとの室名・内法面積・備考欄を記載） エックス線装置を備える場合は装置の一覧表（装置名・製造元・型式・備考欄を記載） 及び各装置の型式がわかるカタログ・仕様書・添付文書のいずれかを添付する。 なお、則24条の2以外の装置を備える場合は遮蔽計算書も添付する。</p>
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 進達（許可後台帳作成）

7 手数料	県証紙 41,000円
8 審査要領	
(1) 申請書の誤記・記入もれ、添付書類の不備、手数料の過不足・不正使用はないか。	
(2) 診療科目は令3条の2、則1条の10等で認められた科目か。	
(3) 薬剤師が配置されているか。	
(4) 従業者の定員欄に記載された人員数と添付の免許証写数に相違ないか。	
(5) 人員、建物の構造等は則16条、20条、21条の基準及び関係通知に適合しているか。 申請時点で医療従事者の採用数が標準数に満たない場合は、使用許可申請までに人員確保する旨の確約書（任意様式）が添付されていること。	
(6) 12.(1)の病床種別毎の病室数・病床数と別紙病室一覧は整合性が取れている。	

( 様式1-(1) )

長 崎 県  
収 入 証 紙  
( 41,000円 )

## 病院開設許可申請書

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

( 法人であるときは、主たる事務所の所在地 )

(フリガナ)

開 設 者 氏 名

( 法人であるときは、名称及び代表者の氏名 )

下記のとおり、病院を開設したいので、医療法第7条第1項及び同法施行規則第1条の14第1項の規定に基づき申請します。

### 記

1 名 称

2 開設の場所

3 診療を行おうとする科目

4 開設者が医師又は歯科医師以外の者であるときは開設の目的及び維持の方法

5 開設者が医師又は歯科医師であって現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務する者であるときはその旨

6 開設者が医師又は歯科医師であって、同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨

7 管理者の氏名、住所及び臨床研修修了登録証番号

8 医師・歯科医師・薬剤師・看護婦その他の従業員の定員 (単位：人)

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	看 護 補 助 者	栄 養 士	助 産 師													計

9 敷地面積及び平面図並びに階段詳細図 別添のとおり

10 敷地周囲の見取図 別添のとおり

11 建物の構造概要及び平面図

(1)構造・概要

構 造 ・ 概 要	用 途	面 積
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>

\* 各棟・階ごとに構造・用途・延べ床面積を記載すること。

\* 一般・療養・精神・感染症・結核病床がある場合は、用途欄にその区分・病室数・病床数を記載すること

(2)平面図 別添のとおり

12 次に掲げる施設の有無及び構造設備の概要

区 分		室（科）名		室 面 積		
(1)診 察 室		別添のとおり		別添のとおり		
(2)手 術 室		別添のとおり		別添のとおり		
(3)処 置 室		別添のとおり		別添のとおり		
(4)臨床検査施設		検査業務委託の有無		有 ・ 無		
		検査室の名称	室面積	検査の種類		
		別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり		
(5)エックス線装置（開胸器設置予定装置）						
製作者名	型式	定格出力	用 途	固定携帯の別		
別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり		
撮影室（レントゲン室）			暗室			
別添のとおり			別添のとおり			
(6)調 剤 所						
室 面 積	採光面積	外気開放面積	麻薬金庫の有無	冷暗所の面積	給水箇所	
m	m	m	有 ・ 無	m		
m	m	m	有 ・ 無	m		
(7)消 毒 施 設						
業務の外部委託有無		室面積	消毒室の構造概要		消毒方法及び設備	
有 ・ 無		m				
(8)給 食 施 設						
調理業務の外部委託有無		有 ・ 無	洗浄業務の外部委託有無		有 ・ 無	
調 理 場	面 積			冷 蔵 庫		
	床 の 構 造			特別調理室		
	採光・通風の状況			事 務 室		
				食 品 倉 庫	主 食 類	m
					調 味 料 類	m
				m		
配 膳 室	配膳室の名称	室 面 積	食器・消毒設備方法	食器・洗浄設備	食器・格納設備	温 食 設 備
		m				
		m				

\* (1)診察室については、別紙の備考欄にその診察室を主に使用する診療科名を記載すること。

\* (2)手術室については、医療法則20条の診療科目を標榜する場合は必ず設置が必要。

\* (4)検査室については、別紙の備考欄にその検査室で行う検査の種類を記載すること。

\* (5)エックス線装置については、医療法則20条の診療科目を標榜する場合は必ず設置が必要。

\* (7)消毒施設は1～4類感染症の病原体に汚染された寝具類(おそれのある物含む)が出る場合必要

(9)洗濯施設					
業務委託の有無	有・無		室面積	m	
構造概要		洗濯設備		乾燥設備その他	
(10)分娩室及び新生児入浴施設(産婦人科又は産科を有する病院)					
分娩室	室面積	構造設備	新生児入浴施設	室面積	構造設備
	m			m	
(11)歯科技工室	室面積	防塵設備		その他の必要な設備	
	m				
(12)機能訓練室	室面積	備える器械及び器具			
	m				
(13)談話室	室面積	食堂との共用の有無			
	m	有・無			
(14)食堂	室面積	療養病床入院患者1人当り床面積			
	m				
(15)浴室	室面積	浴槽の種類			
	m				

\* 上記(9)～(15)が病院内に複数ある場合、室面積にはその合計面積を記載すること。

\* (12)～(15)は療養病床を有する病院のみ記載すること。

\* (9)洗濯施設については、診療用放射性同位元素により汚染された寝具類(おそれのある物含む)が出る場合は必要

### 13 各病室の病床数及び構造の概要

(1) 病室数・病床数											
一般		精神		結核		感染症		療養		計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
(2)病室の構造概要											
別添「病室一覧」及び平面図のとおり											

\* 病室一覧には、階ごとに各病室の室名・病床種別・病床数・内法面積・内法面積/床・備考欄を記載する。

14 開設予定年月日

年 月 日

( 様式1-(1) )

## 汚水排出届出書

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

( 法人であるときは、主たる事務所の所在地 )

( フリガナ )

開 設 者 氏 名

( 法人であるときは、名称及び代表者の氏名 )

医療法施行規則第 1 条の 1 4 第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称
- 2 汚水を排出しようとする場所
- 3 汚水の排出の方法
- 4 排出しようとする汚水の量
- 5 排出しようとする汚水の水質
- 6 排出しようとする汚水の処理の方法
- 7 汚水排出経路概要図 ( 汚水処理系統を含む。 )

## 記入要領

- 1 「汚水を排出しようとする公共水域の種類及び名称」は、河川（1級河川、2級河川及びその他の河川の別）湖沼、港湾、沿岸海域等の別及びその名称を記入すること。
- 2 「汚水を排出しようとする場所」は排出口の所在地及び河川に排出しようとする場合は右岸、左岸の別（下流に向かって右左をいう）を記入すること。
- 3 「汚水の排出方法」は、ポンプ排出又は自然排出の別及び排出口の構造の概要（暗渠、コンクリート溝等）を記入すること。
- 4 「排出しようとする汚水の量」は、日量及び時間量を記入すること。
- 5 「排出しようとする汚水の水質」は、生物化学的酸素要求量、水素イオン濃度、浮遊物質量、その他の項目ごとに平均的な数値を記入すること。ただしその他の項目については、汚水の種類等に応じ必要な範囲で記入すれば足りること。  
なお、上記による水質の項目のうち検査等の関係で届出が困難なものがある場合は後日当該項目について追加補正してよい。
- 6 「排出しようとする汚水の処理の方法」は、活性汚泥法、沈殿法等の汚水処理方法及び浄化槽等の処理施設の名称（型式）数量等を記入すること。
- 7 「汚水排出経路概要図（汚水処理系統を含む）」は、病院及びその周辺の平面図に汚水処理施設を含む。汚水排出経路の概略を発生箇所から排出口まで朱線で示すこと。
- 8 届出書の部数は正副2部とすること。